

夏の水道料「基本料無償化」について

物価高騰が予想される中、この夏に限り臨時的な特別措置として、水道料の基本料金及びメーター使用料を無償とします。申し込み手続きは不要です。

●対象者

水道メーター口径13ミリ、20ミリ、25ミリを契約している
一般・営業所の方（官公庁施設を除く）

次ページへ 

- 基本料無償化の対象期間

令和8年6月～令和8年9月使用分

- 無償となる額（カッコ内は営業の場合、税込金額）

13[≒]リ : 935円(3,410円)

20[≒]リ : 990円(3,465円)

25[≒]リ : 1,045円(3,520円)

※超過分については無償になりません。

三宅村役場 企業課 水道係

電話 : 5 - 0989